

山口縣護國神社

[御由緒](#)
[境内図](#)
[境内紹介](#)
[年間行事](#)
[祈願案内](#)
[入会案内](#)
[崇敬会
青年会](#)
[お知らせ](#)
[アクセス](#)
[お問い合わせ](#)

山口縣護國神社崇敬会

山口縣護國神社には、幕末嘉永年間に黒船が来航して以来の国難、或いは戦役や戦争で、国家や郷土のために尊い命を捧げられた当県出身の方々の神霊を英霊と称え、お祀りしております。

今日のわが国の平和と繁栄は、こうした人々の尊い犠牲の上に築かれていることは、改めて申すまでもありません。そうした神霊に報いる顕彰の気持ちを、私達は決して忘れることがあってはならないと考えるところです。

山口県出身の英霊を祀る山口縣護國神社が末永く護持され、英霊の尊い志を後世に伝えていくために、以下の趣旨にご賛同いただきたく存じます。

趣意書

山口縣護國神社は昭和14年に始まります「護國神社制度」に則って、一県全体の戦死者を祀る神社として、原則として各県に1社の建立が認められた指定護國神社です。山口縣護國神社はそうした指定護國神社として、昭和16年に県都山口市に建立されたのでした。

以来、幕末の攘夷戦あるいは倒幕戦・戊辰の役、西南の役、日清・日露戦争、支那事変(日中戦争)、大東亜戦争などにおける山口県出身の戦没者5万2千百余柱の神霊を祀って現在に至っています。

この間、昭和20年の敗戦により、神社は国家管理から離され、混沌たる世相の中、当護國神社の維持も困難を極めました。幸いにして維新発祥の県であるという誇り高い県民性の中、ご祭神に縁の深いご遺族や一般崇敬者のご奉賛により、祭祀も徐々に復興され盛大となり、現在の尊厳ある社殿と境内施設が整えられました。

しかしながら近年は、遺族の方々もその数が激減してきており、神社の将来を考えますと憂慮にたえないところです。

わが国は、戦後65年を経た今日、世界有数の経済大国として繁栄する一方で、65年間も対外戦争を行うことなく、一発の銃弾も外に向かって発射せずさせるという超平和国家を維持しておりますが、その背後には祖国のため尊い命を捧げられた英霊の尊い遺戒と守護があることを決して忘れてはなりません。

今こそ、私どもは、祖国への誇りと民族の繁栄を祈って散華された英霊の心を再度思いだし、日本の将来について真剣に考える時と存じます。

そこで、県下はもとより広く一般の方々のご奉賛によって、悠遠なる英霊顕彰と神社維持のご協賛を目的として、このたび山口縣護國神社崇敬会の組織と活動を立ち上げることといたしました。

今後とも、当護國神社が悠遠に護持されることを念願し、本会の目的達成のために、年会費を納入する崇敬会員を募り、活動を活発にする所存です。

何卒、この趣旨をご理解いただき、心からなる御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

特別会員	年会費	20,000円以上
企業会員	年会費	10,000円以上
正会員	年会費	3,000円

ご入会された方のご待遇

- ・ 会員には、会員証を発行いたします。
- ・ 会員には、当山口縣護國神社の催し物や祭事のご案内をいたします。
- ・ 会員のご家門の繁栄とご家族の無病息災を祈願した山口縣護國神社崇敬会特別家内安全神札を毎年年末に頒布いたします。
- ・ 会員には、山口縣護國神社の春秋慰霊大祭・献灯みたま祭、ご案内状を差し上げます。

山口縣護國神社青年会

青年会員を募集しています。

正会員	年会費	3,000円
-----	-----	--------

上記の奉賛会・青年会へのご入会申し込み、及び御創建70年記念事業御寄附については、電話にてお受けいたします。

[ページ先頭へ](#)

copyright © yamaguchiken-gokokujinjya All right reserved.

英霊にこたえる会 会則

昭和51年6月22日 制定
昭和53年4月21日一部改正
昭和55年4月21日一部改正
昭和57年4月22日一部改正
平成元年4月27日一部改正
平成20年4月23日一部改正
平成22年4月28日一部改正
令和 5年4月23日一部改正

(名称)

第1条 本会は「英霊にこたえる会」と称する。

(目的)

第2条 本会は護國のいしずえとなった250万の英霊に対し国及び国民の尊崇と感謝の誠を表すため、これが公の行事として実施されるよう、広く国民運動を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 英霊顕彰
2. 靖國神社等における戦歿者の慰霊顕彰行事
3. 靖國神社における公式参拝の実現
4. その他本会目的達成のため必要な事業

(組織)

第4条 本会は第2条の目的に賛同する個人及び団体をもって組織し、中央本部を東京都に置く。
2. 本会は各都道府県に各都道府県本部を、各市町村に市町村支部を置くことができる。

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

個人会員 本会の目的に賛同する個人。

個人会員は普通会員及び特別会員とし、維持会費を納める会員を維持会員と称する。

団体会員 本会の目的に賛同する団体。

2. 本会に入会を希望する個人及び団体の入会手続きと退会等手続きは別に定める。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
運営委員長	1名
運営副委員長	若干名
運営委員	約80名
監事	2名

2. 会長及び副会長は運営委員会の議決を経たのち、総会の承認を得る。
会長は本会を代表して会務を統轄する。
副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 運営委員長及び同副委員長は、運営委員会において互選し会長が委嘱する。
4. 運営委員及び監事は別表第1に定めるところにより選出された者を会長が委嘱する。
運営委員は運営委員会を組織し、会務の執行に関する決定を行う。
又、別表第2に定める者で構成する常任委員会を運営委員会に置く。
5. 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会の財産の現況を監査すること。
 - (2) 会の業務の執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄付行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を会長に請求すること。
6. 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
7. 会長は運営委員が運営委員として不適格と判断した場合は、常任委員会の議決を経て解嘱することができる。

別表第1 運営委員及び監事の選出区分

区分	選出機関	人員
運営委員	各参加団体中から	原則として各1名
	各都道府県本部から	各1名
	会長の推薦する者	若干名
監事	参加団体2団体から	各1名

別表第2 常任委員会の構成員

運営委員長	1名
運営副委員長（総括）	1～2名
〃（総務委員長）	1名
〃（広報委員長）	1名
総務副委員長	2名
広報副委員長	2名
会長の推薦する者	若干名
各都道府県ブロック互選の各1名	5名

（名誉会長・顧問・参与）

- 第7条 本会に名誉会長、名誉顧問、特別顧問、常任顧問、参与を置くことができる。
2. 会長は、本会会長経験者を総会の推薦によって、名誉会長に委嘱することができる。
3. 会長は、本会副会長経験者を運営委員会の推薦によって、名誉顧問に委嘱することができる。
4. 会長は、日本遺族会会長を運営委員会の推薦によって、特別顧問に委嘱することができる。
5. 会長は、本会役員経験者で本会の活動に多大の貢献をした者を運営委員会の推薦によって、常任顧問に委嘱することができる。
6. 顧問及び参与は、運営委員会の推薦によって、会長が委嘱する。

（総会）

- 第8条 総会は本会の最高決議機関とし、この会則に定めるものの外、次の事項に関し審議決定する。

事業計画の承認
 予算及び決算の承認
 その他会長が附議した事項

2. 総会の構成員は別表第3に定める者とする。
3. 総会は通常年1回開催し、会長がこれを招集する。
4. 総会の議決は、出席者の過半数をもって行う。

別表第3 総会の構成員

会長		
副会長		
顧問・参与		
運営委員・監事		
運営委員外	各参加団体代表	各1名
	各都道府県本部代表	原則として各1名

(運営委員会)

第9条 運営委員会は本会の執行機関とし、この会則に定めるものの外、次の事項に関し審議決定し、本会の運営にあたる。

- 事業計画の策定
- 予算及び決算の策定
- 諸規程の制定改廃
- その他会長が附議した事項

2. 常任委員会に運営委員会が委任した事項については、常任委員会の議決をもって運営委員会の議決に代えるものとする。
3. 運営委員会に総務及び広報委員会を置き、運営委員会の定めるところにより業務を分担する。
4. 運営委員会及び常任委員会は運営委員長が必要と認める場合に招集し、議長となる。

(事務局)

第10条 本会に事務を処理するために事務局（東京都千代田区九段北3-1-1靖國神社遊就館内）を置く。

事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置き、会長がこれを委嘱する。

2. 事務局長及び事務局次長は、運営委員を兼任するものとする。

(財政)

第11条 本会の経費は入会金、分担金、寄付金、維持会費及び特別維持会費をもってこれにあてる。

2. 入会金、維持会費、特別維持会費及び分担金については次による。

入会金（個人）

普通会員	1,000円
特別会員	10,000円
維持会費	500円（靖國カレンダー送付）
特別維持会費	2,000円（DVD送付）
分担金（団体）	年額 10,000円 以上とし額は相互調整による。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わるものとする。

(会則の改正)

第13条 この会則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、総会の承認を得て改正する。

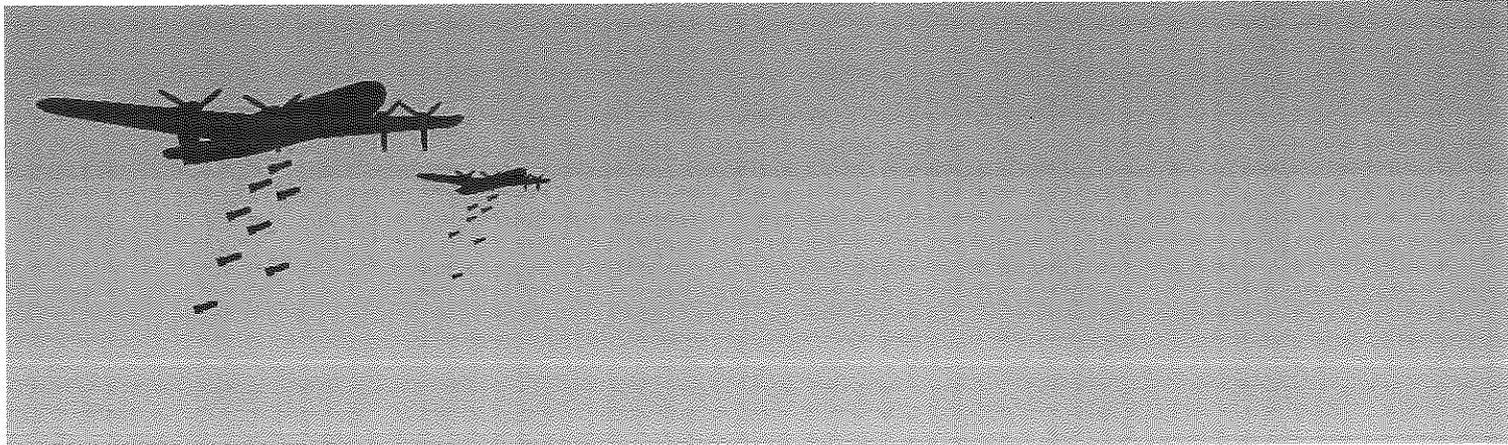
(細則)

第14条 この会則を実施するため必要な細則は運営委員会においてこれを定める。

付則

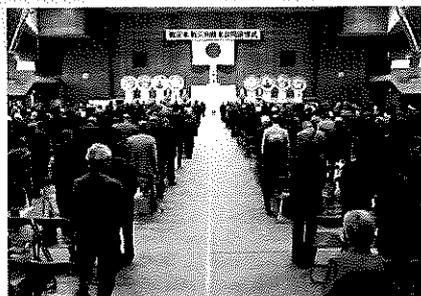
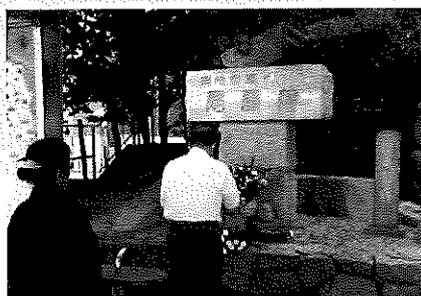
この会則は令和5年4月23日から施行する。

令和5年4月23日 改正理由	1 民法改正に伴う監事業務の明確化
	2 運営委員への委嘱状交付の項の削除
	3 総会議決項目の新設
	4 文言の修正



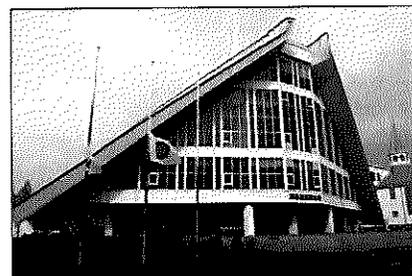
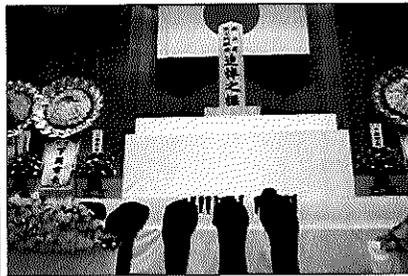
平成24年度
全国の戦災の追悼施設・追悼式

中部・中国・四国



平成24年11月

1 下関市戦没者・戦災殉難者合同追悼式



開催概要 (平成24年度)

歳事名：下関市戦没者・戦災殉難者合同追悼式
 会場：下関市体育館
 (JR下関駅より サンデン交通バス「東駅」下車 徒歩1分)
 日時：平成24年10月28日(日) ※例年10月下旬開催
 参加者数：約1,300人
 連絡先：下関市福祉政策課 083-231-1418 (直通)

式次第 (平成24年度)

1. 開式の辞
2. 君が代斉唱
3. 黙と
4. 市長追悼の辞
5. 来賓追悼の辞
6. 献花
7. 遺族代表謝辞
8. 閉式の辞
9. 一般遺族献花

追悼の辞 (平成24年度)

追悼の辞

本日ここに、戦没者・戦災殉難者のご遺族並びに関係各位、多数のご参列のもと、合同追悼式を挙げるに当たり、全市民を代表し、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

終戦から67年の歳月が過ぎ去りました。
 あの奇烈を極めた戦いの中で、家族を失い、郷土を思いつつ、心ならずも戦場に倒れ、戦禍に運われ、あるいは戦後、遠い異郷の地で、数多くの方々が飢えや病に苦しみながら帰らぬ人となりました。また、激しい空襲により、お年寄りや女性、子どもの別なく尊い生命が無残にも奪われました。
 これらの方々の無念を思うとき、悲痛の思いが尽きることなく込み上げてきます。改めて、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

そして、最愛の肉親を亡くされ、決して癒されることのない悲しみを抱えながら、郷土の再建と発展に尽くされたご遺族の皆様のご努力に対し、深く敬意を表します。

私たちは、過去を謙虚に振り返り、戦争の悲惨さを思い、今日の平和で豊かな繁栄は、家族や祖国のために命を落とされた幾多の尊い犠牲があったということを決して忘れてはなりません。

本日この式典にあたり、真に平和な世界を実現するために、一層の努力を惜しまないことを改めてお誓い申し上げ、戦没者・戦災殉難者の御霊(みたま)の安らかならんこと、そしてご遺族の皆様のみまますのご健勝をお祈りし、私の追悼の言葉とさせていただきます。

平成24年10月28日
 下関市長 中尾 友昭

3 平和記念碑



※写真提供 麻里布地区自治会連合会

基本情報

所 在 : 麻里布町第三街区公園
住 所 : 山口県岩国市麻里布町3-9-1
(JR岩国駅 徒歩10分)
連絡先 : 麻里布自治会館 0827-21-2655
建 立 者 : 岩国市
建 立 年 : 昭和34年7月10日

碑 文

平和記念碑

昭和20年8月14日 岩国駅前大空襲
昭和34年7月10日 駅前慰霊塔建立
平成5年8月14日 平和記念碑として移設

4 岩国駅前戦災死没者慰霊祭



※写真提供 麻里布地区自治会連合会

開催概要 (平成24年度)

歳 事 名 : 岩国駅前戦災死没者慰霊祭
会 場 : 麻里布町第三街区公園 ※平成24年度は雨天のため麻里布自治会館にて開催
(JR岩国駅 徒歩10分)
日 時 : 平成24年8月14日(火) ※例年8月14日開催
参列者数 : 80人
連絡先 : 麻里布地区自治会連合会 0827-21-2655

式次第 (平成24年度)

- 1. 祭 拝
- 2. 誂 経
- 3. 祭 祀 : 木村建彦連合会会長
- 4. 慰 霊 の 言 葉 : 岩国市長・岩国市議会議長
- 5. 焼 香
- 6. 電 報 披 露
- 7. 閉 会

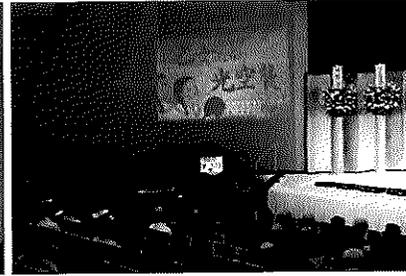
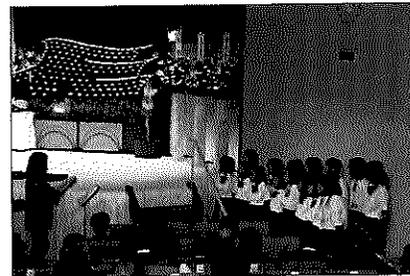
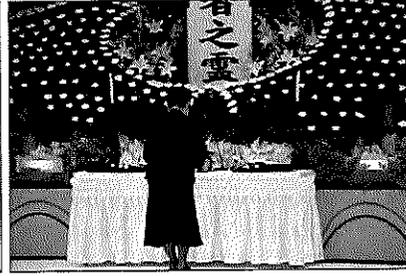
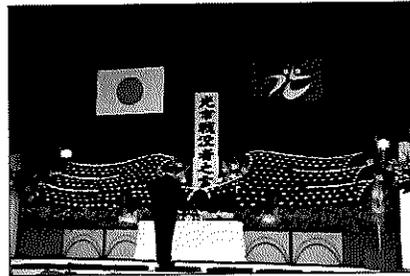
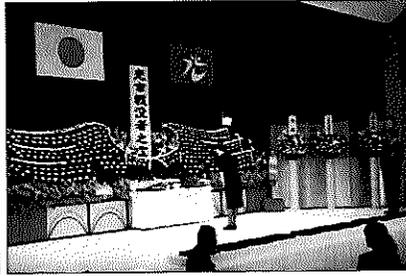
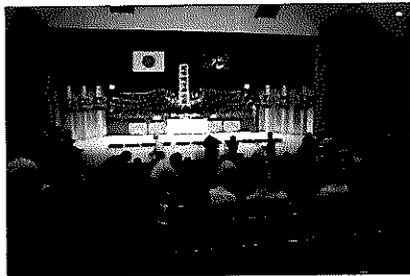
慰霊の言葉 (平成24年度)

慰霊の言葉

本日ここに、麻里布地区自治会連合会主催による平成二十四年度岩国駅前戦災死没者慰霊祭がご遺族の皆様並びに関係者の方々のご列席のもと執り行われるにあたり、謹んで慰霊のごことを申し上げます。
先の大戦が終わりを告げてから六十七年目を迎えました。
我が国は、終戦の混乱の中から立ち上がり、現在、国際社会に貢献する成熟した平和国家となりました。
ふるさと、岩国の地もまた、豊かな地域を育み平和な暮らしがおとずれています。
慰霊碑がございますこの児童公園も今では、育々とした芝生が根付き、市民の憩いの広場となっております、先日も、市民の皆様の手で清掃が行われ、今日の目を迎えております。
ここに、空襲で亡くなりました皆様のご冥福に思いを寄せ、在りし日のお姿をお慰み申し上げ、謹んで哀悼の意を表するものでございます。
また、ご遺族の皆様方には、戦後の混沌とした中で、幾多の困難を乗り越え今日まで歩んでこられました、そのご努力とご奮闘に、改めて敬意を表する次第でございます。
大戦から六十七年の歳月が過ぎ、戦争を知らない世代が増えていく中で、市民一人一人が、岩国での空襲の事実を今一度深く心にとどめ、戦争による尊い犠牲と悲しみの記憶を再認識し、次の世代に継承していくことが、私たちの使命であると思っております。
今、皆様がよくよく愛したふるさと岩国は新しいまちづくりが動き出し、大きな飛躍の時を迎えております。
私も、この新しいまちづくりをより一層推進し、安全で安心して暮らすことのできる岩国の実現に向けて、市民の皆様とともに、全力で取り組んでまいりますことをお誓いするものであります。
ここに、ご遺族の方々をはじめ、皆様とともに、御霊の安らかならんことを心からお祈りし、慰霊祭を主催されました麻里布地区自治会連合会並びに関係者の方々に敬意を表しまして私の慰霊のごことばといたします。

平成二十四年八月十四日
岩国市長 稲田良彦

6 光市戦没者追悼式



※写真提供 光市

開催概要 (平成24年度)

歳事名：光市戦没者追悼式 ※一般戦災死没者を含む
会場：光市民ホール
(JＲ光駅より 中国JＲバス「島田市」下車 徒歩5分)
日時：平成24年8月18日(土) ※例年8月中旬開催(第3土曜日)
参列者数：220人
連絡先：光市 福祉総務課 福祉総務係 0833-74-3000 (直通)

式次第 (平成24年度)

1. 開 式
2. 国 歌 斉 唱
3. 黙 とう
4. 式 辞：光市長 市川 照
5. 追 悼 の 辞：光市議会議長 中本和行 山口県知事 二井関成
山口県遺族連盟会長 市來健之助
6. 献 花
7. 児童合唱団ひかりによる合唱
8. 光紙芝居による紙芝居上演
9. 閉 式

式 辞 (平成24年度)

本日ここに、戦没者ご遺族並びにご来賓を始め、多くの方々のご参列を賜り、平成24年度光市戦没者追悼式を挙行するにあたり、戦禍の犠牲になられた方々の御霊に対し謹んで哀悼の誠を捧げ、光市連合遺族会・光「回天」の会・光市連合婦人会・光市老人クラブ連合会・海光会及び光市を代表して式辞を申し上げます。

終戦から67年の歳月が過ぎました。先の大戦においては、多くの方が祖国を思い、家族の安泰を願いながら、戦場に散り、戦禍に倒れ、遠い異郷の地で亡くなられ、国内におきましても、激しい空襲により数多くの尊い命が失われましたことは、私たち日本国民にとって永遠に忘れることができない深い悲しみであります。

遺族の皆様におかれましては、最愛の肉親を失われた深い悲しみに耐え、幾多の苦難を乗り越えて、今日まで歩いてこられましたご労苦を拝察いたしますと、痛惜の念を深くするものであります。

私は、去る8月14日12時20分、光海軍工廠空襲追悼の鳴り渡るサイレンに合わせ黙祷し、本市における多くの犠牲者のご無念に思いを馳せ、今日の繁栄の礎となられた多くの御霊に対して、追悼の誠を捧げ、市民の皆様とともに、世界の恒久平和実現への誓いを新たにいたしましたところであります。

今や戦争の悲劇を知らずに育った世代が全人口の8割に迫る中、私たちは、先の大戦で学んだ幾多の教訓を決して風化させることがあってはなりません。

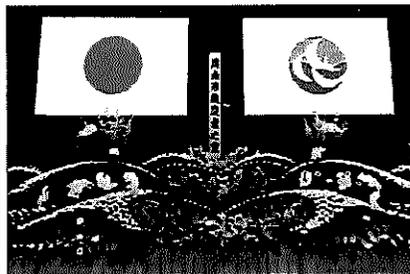
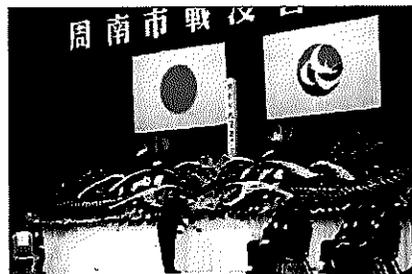
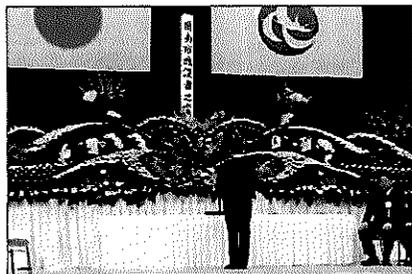
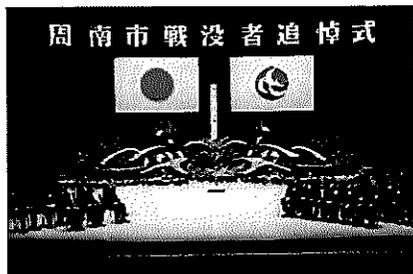
(中略)

本日の戦没者追悼式にあたり、多くの御霊の御遺志を受け継ぎ、真に平和で豊かな社会を実現するために、悲惨な戦争で日本国民が負った苦しみ、そして、ここ光市を襲った大空襲の真実を忘れることなく、後世に伝え、恒久平和への誓いを新たにいたしますとともに、光市の限らない発展のため、市民の皆様とともに更に力を合わせて、「やさしさ」あふれるまちづくりに全力で取り組んで参りますことを、ここにお誓い申し上げます。

終わりに、戦没者の御霊の安らかならんことを、そして、御遺族並びに御列席の皆様方のご健勝、ご多幸を心から祈念申し上げまして、式辞といたします。

平成24年8月18日
光市戦没者追悼式実行委員長 光市長 市川 照

7 周南市戦没者追悼式



※写真提供 周南市

開催概要 (平成24年度)

歳 事 名：周南市戦没者追悼式 ※一般戦災死没者を含む
 会 場：周南市文化会館
 (JR徳山駅 徒歩20分 防長交通バス「動物園文化会館入口」下車 徒歩1分)
 日 時：平成24年5月10日(木) ※例年5月10日開催
 参列者数：500人
 連絡先：周南市 福祉部 生活支援課 福祉調整担当 0834-22-8465 (直通)

式次第 (平成24年度)

1. 開 式 の こ と ば
2. 一 同 一 拜
3. 国 歌 斉 唱
4. 黙 と う
5. 追 悼 の 辞：周南市長、山口県知事、周南市議会議長、周南市連合遺族会会長
6. 献 花
7. 主 催 者 あ い さ つ
8. 閉 式 の こ と ば

追悼の辞 (平成24年度)

本日ここに、戦没者のご遺族をはじめ、来賓の方々多数のご列席をいただき、平成24年度周南市戦没者追悼式を執り行うに当たり、先の大戦において、國の内外における苛烈な戦いの中で、ひたすら祖国の安泰を願い、愛する家族の身を案じながら戦禍に倒れられた4千5百余名の本市出身の戦没者及び戦災死亡者の方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表しますとともに、心からの御冥福をお祈り申し上げます。

また、かけがえのない最愛の肉親を失いながらも、その深い悲しみを乗り越え、今日まで戦没者のご供養とともに、地域社会の発展に尽くしてこられましたご遺族の皆様、衷心より感謝と敬意を捧げます。

先の大戦が終結して67年の歳月が過ぎ、戦争を直接知る世代が少数となる今日ですが、私たちの平和な毎日は、ひとえに戦没者の尊い犠牲の上に培われたものであることを来永永劫忘れてはなりません。

この悲惨な戦争の教訓を風化させることなく、平和の尊さを次の世代に語り継ぎ、再び悲しみの歴史を繰り返さないことが、私たちに課せられた責務であり、犠牲となられた方々に報いる道であると確信しております。

本日の追悼式にあたり、戦没者の方々への思いを生かすべく、市民と職員そして地域が共に手を携え、力と知恵を結集し、安心安全に暮せ、人のいのちが最優先の魅力的なまちづくりに全力を尽くしていくことをお誓い申し上げます。

終わりに臨みまして、戦没者の方々の御霊が永久に安らかでありますようお祈りし、併せて、ご遺族並びにご列席の皆様方のご平安とご健勝を心から祈念申し上げまして追悼のことばといたします。

平成24年5月10日
 周南市長 木村 健一郎

平成24年度
全国の震災の追悼施設・追悼式
中部・中国・四国

発行日
平成24年11月30日

非売品

編集・発行
株式会社NHKグローバルメディアサービス
〒150-0047 東京都渋谷区神山町9-2
電話 03-5454-3851
FAX 03-5454-2291

印刷
株式会社文英堂

製本
東群製本株式会社

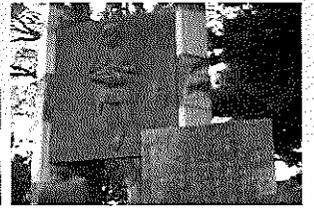
本書の収容内容の無断転載、複写、引用等を禁じます。



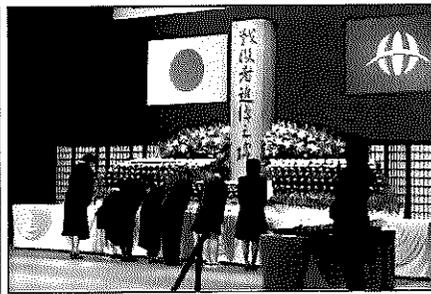
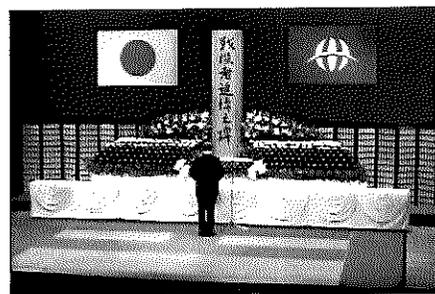
平成26年度
全国の戦災の追悼施設・追悼式
追補版

平成26年度
全国の戦災の追悼施設・追悼式

追補版



1 山陽小野田市戦没者追悼式



※写真提供 山陽小野田市

開催概要 (平成26年度)

歳事名：山陽小野田市戦没者追悼式 ※一般戦災死没者を含む
 会場：山陽小野田市民館 文化ホール
 住所：山口県山陽小野田市栄町9-25
 (JR南中川駅 徒歩10分)
 日時：平成26年10月12日(日) ※例年10月開催
 参加者数：140人
 連絡先：山陽小野田市 健康福祉部 社会福祉課 地域福祉係 0836-82-1174 (直通)

式次第 (平成26年度)

1. 開式のことば
2. 国歌斉唱
3. 黙 禱
4. 式 辞… 山陽小野田市長 白井 博文
5. 追悼のことば… 山口県知事、山陽小野田市議会議長、山口県遺族連盟会長
山陽小野田市連合遺族会会長
6. 献 花
7. 遺族代表謝辞
8. 閉式のことば

式 辞 (平成26年度)

本日ここに戦没者御遺族をはじめ多くの御来賓の皆様方の御臨席のもと、山陽小野田市戦没者追悼式を挙げるにあたり、戦没者の御霊に譲りて追悼の誠を捧げます。

先の大戦では、苛烈を極めた戦いの中、祖国を思い、残された家族を案じつつ無念にもその尊い命を犠牲にされました。戦後69年という長い時を経て、なお癒されることのない御遺族の皆様方の深い悲しみと追慕の念に思いをいたす時、万感胸に迫るものがあります。昨年度まではこの山陽小野田市戦没者追悼式を平日に挙げてまいりましたが、戦没者の孫、ひ孫の世代にも参列をしていただきたいという思いから今年度初めて日曜日に挙げることにいたしました。戦没者御遺族の高齢化が進んでいる中、戦争の記憶を風化させないために全世代を通して御参列していただけることを期待するところです。

さて、戦後我が国は、世界に誇る経済大国、また平和国家として国際社会の中で確固たる地位を築きました。山陽小野田市においても、市民の皆様方の叡智と懸命の御努力により、戦災から目覚しい復興を遂げてまいりましたが、その礎には戦没者の皆様方の重く尊い犠牲があり、先人の馳まぬ御努力があることを私たちは決して忘れてはなりません。また、長きにわたり、家族を亡くされた悲しみに耐えながら、戦没者の志を引き継いで家族を支え、今日まで歩んでこられた御遺族の皆様方に深甚なる敬意を表するものであります。

世界に目を向けますと、今年はウクライナ情勢やイスラエル・パレスチナ紛争などが大きく報道されました。現在におきましてもシリア領イスラム国を含む過激派勢力の不穏な動きが見られております。今日も罪のない多くの人々が傷つき、尊い命が失われておりますことは、誠に残念でなりません。現在、私たちが当たり前のように享受している平和と繁栄が、戦禍の中で散った多くの尊い犠牲の上に成り立っているという事実を決して忘れてはならないと思います。

山陽小野田市に暮らす私達は、戦没者の方々がかけがえのない命をもって示された、戦争の悲惨さと平和の尊さを風化させることなく、次の世代へしっかりと継承し、日本国憲法の恒久平和の理念のもと、先人のこころを受け止め、本市のより一層の発展と豊かで住みよいまちを目指して努力して参ります。

終わりに、戦没者の御霊がとこしえに安らかならんことを御祈念申し上げますとともに、御遺族の皆様方の御健勝、御多幸を心からお祈りしまして、式辞といたします。

平成26年10月12日
 山陽小野田市長 白井 博文

平成26年度
全国の戦災の追悼施設・追悼式
追補版

発行日
平成26年11月30日

非売品

編集・発行
株式会社NHKグローバルメディアサービス
〒150-0047 東京都渋谷区神山町9-2
電話 03-5454-3851
FAX 03-5454-2291

印刷
株式会社文英堂

製本
東群製本株式会社

本書の収容内容の無断転載、複写、引用等を禁じます。



山口市

報道資料

令和5年10月6日

1	件名	令和5年度山口市戦没者追悼式
2	日時	令和5年10月13日(金) 11:00~12:00
3	場所	山口南総合センター(名田島1218番地1)ホール
4	内容	<p>過去の戦争において亡くなられた方々に対して追悼の意を捧げるとともに、二度と過去の惨禍が繰り返されることのないよう、過去の教訓を風化させることなく次の世代へ継承し平和への思いを年ごとに新たにするために、市主催による追悼式を実施するものです。</p> <p>1. 参列予定者 遺族、来賓のほか、一般参列者 300名程度 (来賓…衆議院議員、参議院議員、山口県知事、山口県議会議員、山口市連合遺族会長、山口市議会議長、山口市議会議員、山口市社会福祉協議会長、山口市自治会連合会会長、各地区自治会連合会会長、各地区地域づくり協議会会長、各地区社会福祉協議会会長)</p> <p>2. 実施方式 無宗教の献花方式</p> <p>3. 式次第 (1) 開式のことば (2) 国歌演奏 (3) 黙とう (4) 追悼の辞 (5) 献花 (6) 主催者あいさつ (7) 閉式のことば</p>
5	出席者	市関係者：山口市長、副市長、教育長
6	問い合わせ	健康福祉部 地域福祉課 (担当：秋本、日高) TEL 083-934-2918

報道関係各位	発信年月日	令和5年8月24日		
担当部課名	担当課長名	担当者職氏名	連絡先電話番号	
福祉部社会福祉課	坂根 良太郎	渡壁 昂也	(0836) 82-1174	
件名	山陽小野田市戦没者追悼式の開催について			
	内 容			
	<p>先の大戦で犠牲となった戦没者に哀悼の意を表しつつ、再び戦争の惨禍が繰り返されないよう、平和の大切さや戦争の悲惨さを次世代に語り継ぐことが重要だと考えます。このため恒久平和を祈念し、戦没者追悼式を開催いたしますので周知をお願いいたします。</p>			
	<p>1 日時 9月3日（日曜日） 午前10時から午前11時まで</p>			
	<p>2 場所 山陽小野田市民館 2F 第1・2会議室（山陽小野田市栄町9番25号）</p>			
	<p>3 式次第</p>			
	<p>(1) 開 式</p>			
	<p>(2) 国歌斉唱</p>			
	<p>(3) 黙 禱</p>			
	<p>(4) 式 辞 山陽小野田市長 ^{ふじた こうじ} 藤田 剛二</p>			
	<p>(5) 追悼の辞 山口県知事 ^{むらおか つぐまさ} 村岡 嗣政 山陽小野田市議会議長 ^{たかまつ ひでき} 高松 秀樹</p>			
	<p style="padding-left: 40px;">山口県遺族連盟会長 ^{しんたく よしじろう} 新宅 儀次郎</p>			
	<p style="padding-left: 40px;">山陽小野田市遺族会長 ^{よしおか せいいち} 吉岡 征一</p>			
	<p>(6) 献 花 山陽小野田市長 山口県知事 山陽小野田市遺族会長等来賓 遺族関係者</p>			
	<p>(7) 閉 式</p>			
	<p>4 参列予定者</p>			
	<p>山陽小野田市長 山口県知事 山口県遺族連盟会長 山陽小野田市遺族会長 遺族関係者 ほか50名</p>			

令5文化振興第1291号
令和5年(2023年)12月1日

日本基督教団 防府教会 代表 浦上 光 様
日本基督教団 西中国教区
靖国天皇制問題特別委員会 委員長 松本 朋久 様

山口県観光スポーツ文化部文化振興課長

「防府天満宮御誕辰祭に対する協力についての公開の質問と要望書」
に対する回答について

2023年11月13日付けで提出のあった質問要望書について、下記のとおり回答します。

記

県文化振興課では、地域文化の振興を目的として、一定の要件を満たした文化事業に対して、主催者からの申請に基づき、県知事賞の交付をしています。

防府天満宮の奉納清書展については、書道を通じて日本の伝統文化を継承し、青少年育成の一助とすることを目的とした文化事業として、主催者からの申請や案内を受け、県知事賞の交付（賞状）や表彰式への出席をしているところです。

お尋ねの件につきましては、主催者は奉納奉告祭と表彰式を別会場で開催されており、県は政教分離の趣旨を踏まえ、文化事業として表彰式に限定して出席していることから、宗教的活動への協力には当たらないものと考えています。

次年度以降の対応につきましては、主催者からの申請や案内があれば、政教分離の原則に反しないよう、引き続き留意して対応していくこととしています。

なお、県文化振興課では奉納清書展の後援や賞品（贈呈用楯）への公金支出はしておりませんので申し添えます。